

電気工事士法に基づく第一種電気工事士免状取得者に係る取扱いについて

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-236c-02-4

原子力安全・保安院は、電気工事士法に係る業務の円滑な遂行のため、電気工事士法に基づく第一種電気工事士免状取得者の自主的返納の取扱い及び名簿作成にあたっての協力並びに定期講習未受講者に対する指導について、下記のとおり定めた旨を都道府県知事に対し、連絡することとします。

なお、平成 6 年 3 月 2 9 日付け「電気工事士法に基づく第一種電気工事士免状の自主的返納の取扱いについて」、及び平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け「依頼事項（電気工事二法関係通達の取扱いについて）」は廃止します。

電気工事士法に基づく第一種電気工事士免状取得者に係る取扱いについて

1. 電気工事士法に基づく第一種電気工事士免状の自主的返納の取扱いについて

電気工事士法第 4 条第 2 項の規定に基づき交付された第一種電気工事士免状の自主的返納の届出にあたっては、以下の要領により取り扱われますようお願いいたします。

- (1) 自主返納の届出の受理
電気工事士免状の自主返納はこれを受理することとして下さい。
- (2) 自主返納の具体的な方法
届出者に対し、当該免状に、別添 1 の例にならない、第一種電気工事士免状返納届出書を交付した都道府県知事あてに提出させることとして下さい。
- (3) 返納された免状の処理
電気工事士免状の交付を受けた者の名簿の備考欄に自主返納した旨を記入し、受理した第一種電気工事士免状は、発行者の印影を抹消し、廃棄して下さい。

(4) 実績報告

自主返納があった場合は、定期講習の円滑な実施を図るため、当該月分をまとめて別添 2 の例にならない翌月の末日までに、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）あて報告して下さい。

なお、NITEにおいて、各都道府県の報告がまとまり次第、別添 3 の要領により自主返納者名簿を都道府県あて送付することとします。

2. 第一種電気工事士名簿作成の協力依頼について

電気工事士法第4条の3に基づき第一種電気工事士に対する定期講習を的確に実施するための第一種電気工事士名簿の作成にあたり、都道府県知事が第一種電気工事士免状を交付する際には、N I T Eより各都道府県に配付する複写式免状交付申請書のうち、第一種電気工事士免状交付状況提供書等を定期的にN I T Eへ提出していただきますようお願いいたします。

3. 第一種電気工事士定期講習の未講習者に対する指導について

当院において、電気工事士法第4条の3に基づき第一種電気工事士の定期講習に関し、N I T Eに対してその的確な実施をお願いしているところであり、N I T Eからは、成果をとりまとめ、定期講習未受講者を確定し、各都道府県宛てに未受講者名簿を送付することとしております。

つきましては、法の適正な運用を図るため、免状交付を行っている各都道府県において、N I T Eから未受講者名簿が送付された場合には、当該未受講者に対し、定期講習受講の指導をしていただきますようお願いいたします。

指 導 先：未受講者

指導時期：未受講者名簿の送付があったとき

(別添1)

第一種電気工事士免状返納届出書 (例)

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者

住 所
(フリガナ) 氏 名

生 年 月 日

電気工事士法第4条第2項の規定により交付を受けた第一種電気工事士免状を下記の理由により自主的に返納したいので、次のとおり届け出ます。

免状交付番号：

免状交付年月日：

自主返納の理由：

(別添2)

第一種電気工事士免状自主的返納報告書 (年 月分) (例)

(都道府県名)

免状番号	交付年月日	住 所	氏 名	生年月日	理 由

自主返納者名簿の作成について

自主返納者名簿については、次により作成する。

記

1. 名簿の作成

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 免状発行都道府県名、免状番号
(例) 東京都 011110
- (4) 交付年月日
- (5) 返納の理由 (理由は定型化する。)
高年齢・退職・電気工事に従事せず・病気等・死亡・その他

2. 作成の方法等

- (1) 「高年齢等による自主返納者名簿」と「死亡者名簿」に区分して作成する。
- (2) 氏名をアイウエオ等の順に全国一本化して作成する。
- (3) 毎月作成する名簿は、前月分に追加して作成する。したがって、前月作成の名簿は
不用となる。
- (4) ただし、年度に区分して作成する。したがって、各年度の最終月 3 月の名簿が保存
用の名簿となる。

経 済 産 業 省

平成 14・05・29 原院第 15 号

平成 1 5 年 6 月 2 3 日

別記 あて

経済産業省原子力安全・保安院長

電気工事士法に基づく第一種電気工事士免状取得者に係る取扱いについて

上記の件について、原子力安全・保安院は、別紙 (NISA-236c-02-4) のとおり定めまし
た。

つきましては、貴道に対しても、別紙の内容についてお知らせいたします。

(別記)

北海道知事	静岡県知事	岡山県知事
青森県知事	愛知県知事	広島県知事
岩手県知事	三重県知事	山口県知事
宮城県知事	長野県知事	徳島県知事
秋田県知事	岐阜県知事	香川県知事
山形県知事	福井県知事	愛媛県知事
福島県知事	富山県知事	高知県知事
新潟県知事	石川県知事	福岡県知事
茨城県知事	滋賀県知事	佐賀県知事
栃木県知事	京都府知事	長崎県知事
群馬県知事	大阪府知事	熊本県知事
埼玉県知事	兵庫県知事	大分県知事
千葉県知事	奈良県知事	宮崎県知事
東京都知事	和歌山県知事	鹿児島県知事
神奈川県知事	鳥取県知事	沖縄県知事
山梨県知事	島根県知事	

